

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年7月5日  
照会部署名 武雄年金事務所 厚生年金適用調査課  
照会担当者 アシスタントインストラクター 厚生年金適用調査課長 相島 授一朗  
連絡先  
メールアドレス

業務実施部署の長の確認 渡邊

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2010—036	本部受付番号 No. 2010—740
-------------------------	---------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

パートタイマー等短時間就労者の定時決定について

(内容)

＜照会に係る諸規程等の名称、条文番号等＞

パートタイマー等短時間就労者の定時決定については、業務処理マニュアルIV-2-12に記載のとおりであるが、正社員の週の勤務日数が4日であり、月平均16日の場合、おおむね3/4以上は、12日以上ということで短時間就労者として適用になった従業員について、4月が13日、5月が14日、6月がたまたま業務繁忙ということで16日の勤務日数であった。この場合、6月の報酬のみで定時決定することとなるのでしょうか。

この被保険者の場合、今後の定時決定において、たまたま業務繁忙の月が無ければ、今回の標準報酬のまま（高いまま）となるのでしょうか。

上記マニュアルは、正社員が、週休2日の場合を想定したケースと思われるため、疑義照会します。

(ブロック本部回答)

短時間就労者に係る標準報酬月額の算定については、4、5、6月の3ヶ月のうち支払基礎日数がいずれも17日未満の場合は、その3ヶ月のうち支払基礎日数が15日以上17日未満の月の報酬月額の平均により決定することとなっている（H18.5.12付庁保険発第0512001号）。

また、定時決定により算定した額が著しく不当であるときは、健康保険法第44条第1項及び厚生年金保険法第24条第1項において特例を規定しているが（保険者算定）、マニュアルではS36.1.26付保発第4号保険局長通達のみの取り扱いとし、これ以外の取扱いは原則として行わないものとされている。

以上より、ご質問については6月の報酬のみで決定すると思料しますが、今後の定時決定においても支払基礎日数が15日に満たず、不当な標準報酬が続いた場合に保険者算定が出来ないのかどうかについては本部に確認して頂きたい。

回答日 平成22年7月8日

回答部署名 九州ブロック本部適用徴収部 適用支援グループ

回答作成者 マニュアルインストラクター（役職名）山口 茂

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

(本部回答)

本件に関してはブロック本部回答のとおりH18.5.12付庁保険発第0512001号による取扱いとなる。

回答日 平成22年10月18日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ

回答作成者 (役職名) 小玉 幸夫

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

山上